

事業所における新型コロナウイルス感染症対策について

○事業主の皆様におかれましては、**職場における感染防止のための取組み**（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発症等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「**三つの密**」を避ける行動を徹底するようにお願いします。

また、**感染者、濃厚接触者の休暇の取扱い**についても検討をお願いします。

○新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出た場合には、保健所の指示に従い、対処をお願いします。**事前に社内で連絡担当者を決めておく**ようお願いします。

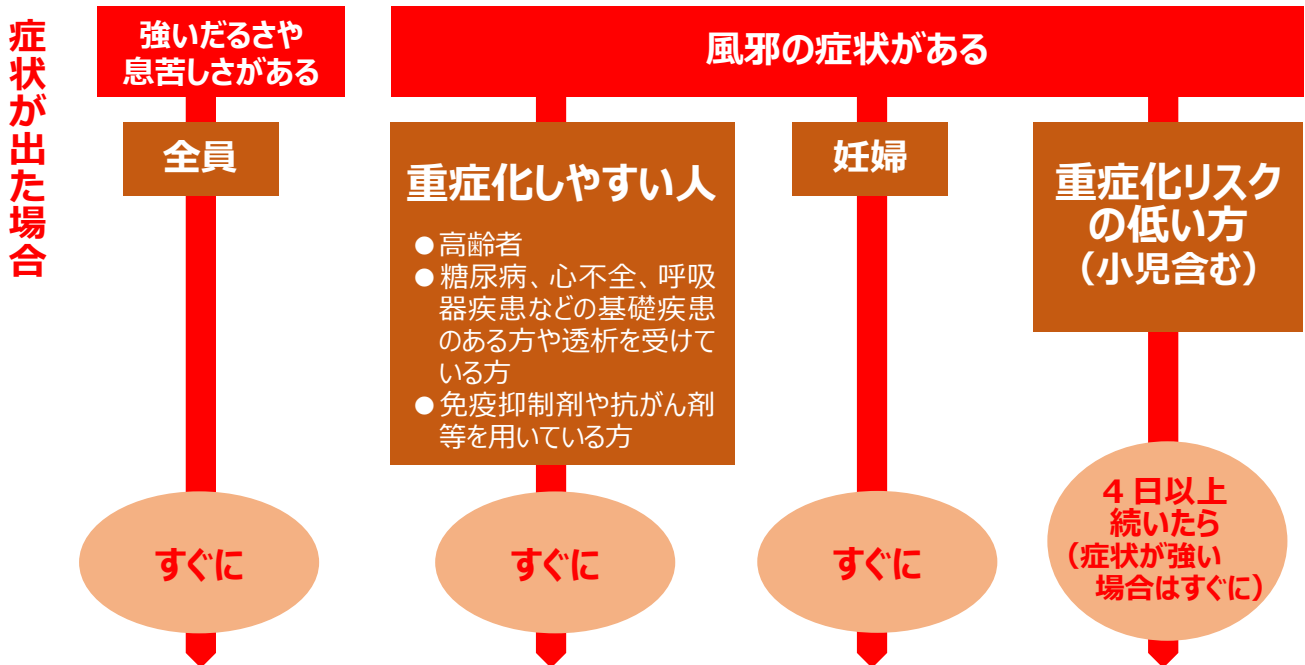
※新型コロナウイルス感染症に関する最新情報については、厚生労働省、千葉市、お住まいの市町村のホームページ等をご覧ください。

千葉市ホームページ<新型コロナウイルス感染症に関する情報（特設ページ）>

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/kansensyoujyouhou.html>

日頃より常に心がけていただきたいこと

毎日体温を測定して記録するなど、従業員の体調把握に努め、発熱等の風邪症状が見られるときは、会社を休ませ外出を控えさせてください。



帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

TEL 043-238-9966

対応時間：午前9時00分～午後7時00分
(土曜日、日曜日、祝日は午後5時まで)

※聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方は、メールをご利用ください。

kansensho.PHO@city.chiba.lg.jp ※回答までお時間がかかる場合があります

※千葉市外の方はお住まいの相談窓口へ直接ご相談ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/corona-soudancenter.html> (県 HP)

感染の疑いがある場合

※症状がこの基準に満たない場合はかかりつけ医や近隣医療機関にご相談ください

- ・帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください（複数の医療機関を受診することはお控えください）
- ・医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、咳エチケット等の徹底をお願いします

※感染者や濃厚接触者が出た場合、発症前の行動と接触者について調査を行い、必要に応じて本人の同意を得て就業先に調査協力を要請します。